

マネー・ローンダリングやテロ資金供与の 防止対応にご協力をお願いします。

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングやテロ資金供与への対策の重要性が高まっております。

金融機関は、関係省庁と連携しながら、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の手口に対応し、有効に防止することができるように対策を進めております。

こうした中、金融庁では、2018年2月に金融機関等がとるべき対策の考え方を示した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、公表しました。

これに基づき、お客さまとのお取引の内容・状況等に応じて追加でのご確認など、次のような対応をさせていただく場合があります。

ご理解、ご協力をお願いしたい事項

- ◆ お客さまとのお取引の内容、状況等に応じて、過去にご確認させていただいた、お客さまの氏名・住所、お取引の目的、職業・事業の内容などを、証券会社の窓口や電話等にて再度ご確認させていただく場合があります。その際、各種書類のご提出をお願いする場合があります。
- ◆ また、あわせて資金の出所、居住国や国籍などについてもご確認させていただく場合があります。
- ◆ 特に、特定の国に居住・所在している方や転居された方等は、追加でお客さまの本人確認や資産・収入の状況等を確認させていただくことがあり、従来とは異なる資料のご提示やご質問へのご回答をお願いする場合があります。
- ◆ 追加のご確認をさせていただく方法、内容は証券会社によって異なる場合があります。
- ◆ ご依頼した書類のご提出や、ご質問へのご回答に適切にご対応いただけない場合などには、お取引を制限等させていただく場合があります。

詳しくは、お取引証券会社の窓口にお問い合わせください。

《お問合せ》



岡三ビジネス&テクノロジー証券

お客様相談室

☎0120-983-977



金融庁

Financial Services Agency



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

証券業界はSDGsを推進しています

